

暗号資産交換業の全部廃止の公告

当社は令和八年六月一日をもって暗号資産交換業の全部を廃止することといたしました。
資金決済に関する法律第六十三条の二十第五項に規定する暗号資産の交換等に関し負担する債務の履行の方法につきましては、次のとおりといたします。

一 当社が管理するお客様の暗号資産については、お客様からの申出に基づき、返還対象である暗号資産の保管が可能なウォレットに送付する方法により返還いたします。

二 当社が管理するお客様の日本円については、お客様からの申出に基づき、お客様が指定する金融機関の口座に振込む方法により返還いたします。

三 当社が定める期限までに前記一及び二の方法によることが困難な場合には、当社が適当と認める時期及び方法により、返還いたします。

以上、資金決済に関する法律第六十三条の二十第三項の規定により公告いたします。

令和八年五月一日
東京都品川区西品川一丁目一番一号住友不動産大崎ガーデンタワー二二階

LINE X enesis 株式会社
代表取締役社長CEO 林 仁奎

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資のうち五千四百九十万口を消却することいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は効力発生日である令和八年六月二日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月一日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス1特定目的会社
取締役 高山 知也

事業譲渡につき通知公告

当社は、関東変圧器材株式会社（住所千葉県柏市逆井三丁目二番二三号）に対し、変圧器用材料の製造販売に関する事業を譲り渡すこといたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年六月一日です。
令和八年五月一日

東京都千代田区外神田四丁目五番一号

関東変圧器材工業株式会社

代表取締役 鈴木彦三郎

任意清算公告

当法人は、令和八年四月三十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月一日

静岡県浜松市中央区上西町一四番地の七
税理士法人アイサポート
社員 齋藤 和久

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千四百九十万円減少することいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.ko-koku.jp/>

令和八年五月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス1特定目的会社
取締役 高山 知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を金六十億円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月十日

掲載頁 七十八頁（号外第一五九号）
令和八年五月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光Plus22ホールディング特定目的会社
取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千五百万円減少することといたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://denshikoukoku.com/giraffe>

令和八年五月一日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイト トーマツ赤坂インターナショナル株式会社
内 ジラフィンベストメント特定目的会社

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき優先資本金の額を金四百三十一億千九百五十万円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和八年四月十四日付官報の号外第八十七号七十四頁に掲載されています。

令和八年五月一日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイト トーマツ赤坂インターナショナル株式会社
内 ESR 幸浦2特定目的会社

取締役 滝澤 弘子

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、令和七年十月一日をもって確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第八十四条第一項の規定により終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年五月一日

東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー二〇F
株式会社ワナーミュージック・ジャパン
確定給付企業年金

清算人 山本 真

取消公告

令和八年四月二十一日（号外第九十三号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、資本金の額の減少公告のみ取消します。

令和八年五月一日

大阪市中央区南船場三丁目一番一〇号

大聖株式会社
代表取締役 王 風

正 誤

令和八年三月三十一日（号外特第十七号）公布政令第六十六号（防衛特別所得税に関する政令）（印刷誤り）
二一〇ページ下段下欄中九行目から一〇行目

税に係る防衛特別所得税の免除
特別所得税の額は

税に係る防衛特別所得税の免除
特別所得税の額は

税に係る防衛特別所得税の免除
特別所得税の額は

税に係る防衛特別所得税の免除
特別所得税の額は

税に係る防衛特別所得税の免除
特別所得税の額は

税に係る防衛特別所得税の免除
特別所得税の額は

税に係る防衛特別所得税の免除
特別所得税の額は

税に係る防衛特別所得税の免除
特別所得税の額は

税に係る防衛特別所得税の免除
特別所得税の額は

税に係る防衛特別所得税の免除
特別所得税の額は

税に係る防衛特別所得税の免除
特別所得税の額は